

湯前小学校 校長室だより		令和5年 3月15日 第18号 文責 吉村 和仁
---------------------	--	-----------------------------------

○ネット依存・ゲーム依存を考える

3月11日の熊本日日新聞の小中学生新聞「くまTOMO」のコーナーにオンラインゲームのトラブルの見出しで記事が掲載されていました。その中では、「ガチャ」での課金トラブルやのめり込みについて書かれていました。

湯前小学校の児童はどうなのか、疑問や心配をお持ちになられるだろうと思います。実際のところどうなのかというと、「わかりません。」というのが正直な答えなのです。保護者から相談を受けた場合には、学校と家庭とが情報を共有しながら対応していきますので、児童の家庭での状況を把握することができます。ところが、多くの場合は、児童の話を聞きながら対応しているので、わからないことが多いのです。

ご参考までに、11月に実施した「心のアンケート」の結果の一部をお伝えします。

- ・スマホ、PC、タブレット、ゲーム機等の情報端末の所持人数は、129人
- ・1日の使用時間が2時間以上と回答した人数は、30人
- ・情報端末の使用時のルールがあると答えた人数は、76人（ないは、30人）
- ・ルールについて守れていない人数、時間のきまりがない人数は、28人

アンケートの結果から、多くの児童が情報端末機器を所持していることがわかります。また、情報端末の使用時のルールでは、家庭ではっきりとしたルールが決まっていないご家庭もあるということがわかります。

先の熊日新聞の記事では、中国のことが紹介されており、18歳未満の子どもには週に3時間以内しかゲームをさせてはいけないという法律があると紹介されていました。それほど、子どもへの影響について国として危機感をもっているということでしょう。

一方の日本はどうかというと、情報端末機器の販売やネット運営会社は、適正に使用するよう呼びかけています。また、国や県、学校も情報教育を行ったり、家庭に呼びかけたりしています。でも、日本の場合は、すべてにわたって、使用を制限するような「強制力」はありません。

だとすると、子どもを守っていくのは保護者しかありません。まずは、子どもと話し合い、使用する際のルールをはっきりさせる。ルールを守れなかった時のペナルティも一緒に考えておくことが大切です。そして、相手が子どもであろうが厳格にルールを適用しなければなりません。

あくまでも日常生活の中の、一部分がゲームであったりインターネットであったりするわけです。それが逆転してしまうことのないように、大切な少年期・青年期を過ごしてくれることを願っています。